

海洋調査

海上保安庁在職中に関わった出来事の多くは警備救難に関するものでしたが、管区海上保安本部長となった頃から、海図や海洋調査にまつわる事案に関わることも多くなりました。

東日本大震災発生から約3年後の平成26(2014)年4月に本部長として赴任した第二管区海上保安本部では、震災対応が依然として続いていました。東

北の太平洋岸では、地震発生と同時に大きい所で1級が、その後「余効変動」と

いう現象が続いており、逆に地盤が上昇しています。水深が深くなる地盤沈降に対し、水深が浅くなる地盤上昇は、船舶航行にとって

はより深刻です。このため海上保安庁では、地震直後に水路測量を行って海図を改訂しました

が、再測量により再度海図を改訂する作業が続いています。また、その頃、再噴火により拡大を続けていた小笠原諸島の西之島では、平成28(2016)年末頃には

「平洋」「光洋」や航空機に期待

のみならず、排他的経済水域(EEZ)も大きく広がることとなりました。



一昨年1月に就役した海保では最大の測量船「平洋」

このように、海岸線や海底地形は絶えず変化します。国連海洋法条約では、領海・EEZの根拠

については「通常の基線は、沿岸国が公認する大縮尺海図に記載されている海岸の低潮線とする」と定められていますので、領海・EEZの拡大

は海図に新たな低潮線を記載して画定します。また、隣接国が日本とは異なる大陸棚境界を主張する東シナ海では、日本の主

張を裏付けるために、海底地形のみならず地殻構造などの調査も不可欠です。

このように昨今、海洋調査に関する業務については、海上交通の安全、防災、海洋環境の保全に加えて、領域や海洋権益の保全の観点からもますます重要になってきています。これまで進められてきた大型測量船「平洋」「光洋」の増強建造や初めての測量専用航空機の導入といった体制強化により、海洋調査が一層進展することが期待されます。

更には、条約上「低潮高地」と呼

(第45代海上保安庁長官) 11つづく